

産業医学卒後修練課程と修学資金返還免除

在学中						卒業後																		
1年	2年	3年	4年	5年	6年	コース名						1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	
医学部教育課程（6年間）												卒後修練課程												
入 学	一般医学・産業医学 を学ぶ					卒業	医師免許取得	専門産業医コースⅠ						臨床研修 (2年間・必修)	修練期間 5年 (返還免除年限は5年と計算する)			免除対象職務に4年従事 (第2項義務2年以上を含む)			返還免除			
								産業医学総合実習修了	専門産業医コースⅡ			財団の理事長が指定する産業保健研修を実施する臨床研修を含む修練* (産業医科大学病院)			修練期間 6年 (返還免除年限は5年と計算する)			免除対象職務に4年従事 (第2項義務2年以上を含む)			返還免除			
												上記以外			修練期間 6年 (返還免除年限は4年と計算する)			免除対象職務に5年従事 (第2項義務2年以上を含む)			返還免除			
								産業医科大学大学院（4年間）							大学院（4年間） (返還免除年限は4年と計算する)			免除対象職務に5年従事 (第2項義務2年以上を含む)			返還免除			
						産業医資格取得																		

* 「財団の理事長が指定する産業保健研修を実施する臨床研修」とは、産業医科大学病院における臨床研修です。

1. **専門産業医コースⅠ**（修練期間 5年）を修了した場合、そのすべての期間（5年間）が「産業医等の職務に就いていた」とみなされます。
2. **専門産業医コースⅡ**（修練期間 6年）を修了した場合は、返還免除年限は臨床研修病院により異なります。
 - ① 産業医科大学病院において臨床研修を修了した場合は、5年間が「産業医等の職務に就いていた」とみなされます。ただし、この場合、臨床研修2年目に選択分野「産業保健」を選択する必要があります。
 - ② 産業医科大学病院以外の病院において臨床研修を修了した場合は、4年間が「産業医等の職務に就いていた」とみなされます。

<第2項義務> 返還免除対象職務の期間中に2年以上「産業医」として企業等に勤務しなければなりません。

※ 在学期間、休職期間等により返還免除までの期間が変わります。詳細については、産業医学振興財団か卒後支援課にお問合せください。